

ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号。）に基づき、ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）の策定及び連携協約に基づき取り組む施策を推進するため、ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、前条の目的を達成するため、必要な意見及び助言を行うものとする。

（組織）

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、連携中枢都市圏が果たすべき3つの役割（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）に対し優れた識見を有する者等のうちから市長が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期中に委員が辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見や説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部市長公室総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。